

証券コード 7058

2026年10月7日

(電子提供措置の開始日 2026年9月30日)

株 主 各 位

東京都千代田区九段南一丁目6番17号 千代田会館

共栄セキュリティーサービス株式会社

代表取締役社長

我 妻 文 男

第42期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第42期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下のウェブサイトにて「第42期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.kyoei-ss.co.jp/irnews/>)

また、上記のほか、インターネット上の以下のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、2026年10月21日（水曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年10月22日（木曜日）午前10時（受付開始 9時30分）
※今回の定時株主総会の日が前回の定時株主総会の日 of 的応当日と著しく離れた日
となりましたのは、当社が第42期より事業年度の末日を3月31日から7月31日に変
更したためであります。
2. 場 所 東京都千代田区九段南一丁目6番5号
九段会館テラス 4階 会議室 桐の間

3. 目的事項

- 報告事項 1. 第42期(2025年4月1日から2026年7月31日まで)
事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
2. 第42期(2025年4月1日から2026年7月31日まで)
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対
する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件
- 第5号議案 退任取締役に対する創業者功労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り
扱わせていただきます。
- ◎ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

事業報告

(2025年4月1日から2026年7月31日まで)

当社は、2025年6月27日開催の第41期定時株主総会の決議により、事業年度の末日を従来の3月31日から7月31日に変更いたしました。

これにより、当第42期事業年度が2025年4月1日から2026年7月31日までの16ヵ月となったため、当連結会計年度の事業報告においては業績に関する前期比増減の記載を省略しておりますのでご了承くださいますようお願い申し上げます。

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、賃上げの広がりや労働不足を背景にデフレ体質から脱却し、緩やかなプラス成長への移行が進んだ一方、米国の関税政策や中東情勢に伴う原油高、物価上昇による消費の停滞感が交錯する緩やかな回復・調整局面となりました。

国内警備業界は、経済産業省が発表する「第3次産業活動指数における警備業指数」の推移や「令和7年における警備業の概況（2026年7月23日警察庁発表）」によると、市場規模は堅調に推移し、認定業者数・警備員数ともに緩やかな増加傾向にある一方で、深刻な人手不足と高齢化、関連法制度の改正といった構造的な課題に直面しており、事業者の再編が急速に進む激動の期間となりました。

このような経営環境の下、当社グループは、安全と安心を守る警備事業を持続的に提供するため、連続的なM&Aと継続的なPMIによるグループ経営を重要な成長戦略として位置づけ、収益性改善と提供能力拡大に向けた施策に取り組んでまいりました。

この結果、当連結会計年度の連結業績は、顧客基盤の共有等の継続的なM&A効果に加えて、契約料金の改定、契約数の増加及び堅調な採用活動による規模拡大、さらには大型臨時警備の受注を反映したものとなり、16ヵ月間の売上高は153億円となりました。損益面では、事業拠点や子会社の再編を含むグループ経営を推進し、営業活動の一本化、全体最適な警備員配置を行い、将来的な収益性の改善に取り組んだ結果、売上総利益は35億円、営業利益は11億円となり、売上高に対する比率はそれぞれ23.3%、7.6%となりました。また、経常利益は12億円、親会社株主に帰属する当期純利益は6億円であります。

なお、当社グループは、警備事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社グループは、価格交渉や人手不足など当社グループを取り巻く環境が急速に変化する中、規模拡大による交渉力強化や人員確保のため、積極的にM&Aを実施してまいりました。当連結会計年度の実績は次のとおりであります。

- ・ 2025年6月9日、茨城県に本社を構え、施設警備や交通誘導警備の事業を展開する常総警備保障㈱を完全子会社化
- ・ 2025年8月1日、埼玉県に本社を構え、交通誘導警備の事業を展開する㈱デンソートラフィックを完全子会社化
- ・ 2026年6月1日、宮城県に本社を構え、交通誘導警備の事業を展開する㈱アコードセキュリティを完全子会社化
- ・ 2026年6月30日、福島県に本社を構え、環境開発事業、メンテナンス事業及び警備事業を展開する㈱太陽興産を完全子会社

(8) 対処すべき課題

当社グループは、警備業務の持続性の確保、収益性の向上、そして警備業の社会的価値の向上を目指し、地域密着型の対応力と広域的な動員力を両立させるグループ経営を推進しており、人材確保や品質向上に向けて、グループ会社の拡充を目的としたM&AとPMIを進め、持続的な成長に取り組んでまいります。

また、有人警備の提供能力拡大に加えて、施設の総合管理を期待する顧客・社会にも応えることで、事業の発展可能性があると認識しており、持続的な成長と発展を両立して推進するため、既存領域である警備事業の成長に加えて、ビルメンテナンス事業等の隣接領域への発展を検討してまいります。

さらに、安全と安心を提供する警備企業としての社会的責任を果たすため、従業員の教育研修に加えて、労務環境や安全衛生の向上にも積極的に取り組み、多様な就業機会の創出、多様な人材の活躍を促進し、サステナビリティ経営をグループ全体で実践し、社会への貢献と企業価値の向上の両立を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分	第39期 (2023年3月期)	第40期 (2024年3月期)	第41期 (2025年3月期)	第42期 (2026年7月期)
売上高 (百万円)	8,017	9,354	10,151	15,346
経常利益 (百万円)	531	388	542	1,227
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 当期純損失 (△)	451	248	△38	694
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	311.35	171.43	△26.71	479.81
総資産額 (百万円)	5,845	6,811	6,352	9,199
純資産額 (百万円)	4,585	4,705	4,532	5,070
1株当たり純資産 (円)	3,164.68	3,245.02	3,131.84	3,503.51

(注) 1. 第42期 (2026年7月期) につきましては、事業年度の変更に伴い、2025年4月1日から2026年7月31日までの16ヵ月間となっております。

2. 第41期及び第42期に係る各数値については、会計方針の変更に伴う遡及修正を反映した数値を記載しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分	第39期 (2023年3月期)	第40期 (2024年3月期)	第41期 (2025年3月期)	第42期 (2026年7月期)
売上高 (百万円)	6,981	6,606	6,745	8,342
経常利益 (百万円)	627	333	530	533
当期純利益 又は当期純損失 (△) (百万円)	482	229	△80	509
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	332.83	158.40	△55.82	351.77
総資産額 (百万円)	5,371	5,903	5,461	8,376
純資産額 (百万円)	4,474	4,575	4,360	4,736
1株当たり純資産 (円)	3,087.75	3,155.42	3,012.86	3,272.57

(注) 1. 第42期 (2026年7月期) につきましては、事業年度の変更に伴い、2025年4月1日から2026年7月31日までの16ヵ月間となっております。

2. 第41期及び第42期に係る各数値については、会計方針の変更に伴う遡及修正を反映した数値を記載しております。

(10) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
㈱道都警備	10,000千円	100.0%	施設警備、交通誘導警備の提供
KSS大阪㈱	10,000千円	100.0%	施設警備の提供
KSS管財㈱	10,000千円	100.0%	マンション代行管理の提供、グループ資産管理
合建警備保障㈱	15,000千円	100.0%	施設警備、交通誘導警備の提供
KSS神奈川㈱	10,000千円	100.0%	施設警備、交通誘導警備、人材派遣等の提供
㈱KSS	10,000千円	100.0%	施設警備、交通誘導警備の提供
常総警備保障㈱	70,000千円	100.0%	施設警備、交通誘導警備の提供
㈱アコードセキュリティ	5,000千円	100.0%	交通誘導警備の提供
㈱太陽興産	20,000千円	100.0%	環境開発事業、メンテナンス事業及び警備事業の提供

(11) 主要な事業内容 (2026年7月31日現在)

事業区分	主な事業内容
警備事業	オフィスビルや重要施設等の施設警備、イベント警備、交通誘導警備、ボディガード、駐車場障害対応、マンション代行管理、人材派遣、ビルメンテナンス等の提供

(12) 主要な事業所 (2026年7月31日現在)

本 社	東京都千代田区
事 業 所	北海道、宮城県、福島県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、福井県、山梨県、静岡県、愛知県、大阪府、徳島県、香川県、山口県

(13) 従業員の状況 (2026年7月31日現在)

① 企業集団の従業員数

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
3,232 名	289 名増

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 従業員数には企業集団外への出向者を除き、企業集団外から企業集団への出向者を含んでおります。

② 当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
1,327 名	103 名減	53.9 歳	6.8 年

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 従業員数には、他社への出向者を除き、他社からの出向者を含んでおります。

3. 減少の主な要因は、グループ間での転籍によるものであります。

(14) 主要な借入先の状況 (2026年7月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株式会社みずほ銀行	1,000,000千円
株式会社りそな銀行	714,978千円
株式会社三井住友銀行	500,000千円

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式に関する事項（2026年7月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 3,500,000株
(2) 発行済株式の総数 1,447,344株（自己株式59,156株を除く）
(3) 株主数 818名
(4) 株主の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
合 同 会 社 あ っ と プ ラ ニ ン グ	646千株	44.7%
株 式 会 社 ケ イ ・ エ ス ・ エ ス	121千株	8.4%
マックスコーポレーション株式会社	110千株	7.6%
光通信KK投資事業有限責任組合 無 限 責 任 組 合 光 通 信 株 式 会 社	79千株	5.5%
共栄セキュリティサービス社員持株会	49千株	3.4%
セ コ ム 株 式 会 社	45千株	3.1%
合 同 会 社 K - m a c	34千株	2.3%
森 樹 雄	32千株	2.2%
室 屋 誠	18千株	1.2%
株 式 会 社 S B I 証 券	16千株	1.1%

（注）当社は、自己株式59,156株を保有しておりますが、上記株主の状況から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項（2026年7月31日現在）

（1）当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

発行決議日		2018年9月26日	
新株予約権の数		95個	
新株予約権の目的となる株式の種類及び数		普通株式 9,500株 (新株予約権1個につき100株)	
新株予約権の払込金額		払込を要しない	
新株予約権の行使価額		新株予約権1個当たり190,000円 (1株当たり1,900円)	
新株予約権の行使期間		自 2020年11月1日 至 2028年9月30日	
新株予約権の行使の条件		新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他の正当な理由を取締役会で認めた場合はこの限りではない。また、新株予約権の相続を認めないものとする。	
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。	
役員の保有状況	取締役 (監査等委員及び 社外取締役を除く)	新株予約権の数	95個
		目的となる株式数	9,500株
		保有者数	1名
	社外取締役 (監査等委員を除く)	新株予約権の数	－ 個
		目的となる株式数	－ 株
		保有者数	－ 名
	取締役 (監査等委員)	新株予約権の数	－ 個
		目的となる株式数	－ 株
		保有者数	－ 名

（2）事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2026年7月31日現在）

地 位	氏 名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	我 妻 文 男	
専 務 取 締 役	我 妻 和 文	
常 務 取 締 役	松 林 篤 樹	
取締役監査等委員	小 崎 教 仁	株式会社ビガーコーポレーション 代表取締役社長
取締役監査等委員	渡 辺 真 一	福星運輸株式会社 代表取締役
取締役監査等委員	三 宅 伸 幸	株式会社ファインフードシステムズ 代表取締役CEO

- (注) 1. 取締役小崎教仁氏、渡辺真一氏及び三宅伸幸氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員の全員が往査を実施するなど、常勤には達しないものの相当程度の時間を職務に割いており、会計監査人及び内部監査部門との緊密な連携に取組んでいるため、常勤の監査等委員を選定していません。
3. 当社は、取締役小崎教仁氏、渡辺真一氏及び三宅伸幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、小崎教仁氏、渡辺真一氏及び三宅伸幸氏との間で、会社法第423条第1項に定める損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員としての業務につき行った行為又は不作為に起因して、保険期間中に株主又は第三者から損害賠償請求された場合に、それによって役員が被る損害（法律上の損害賠償金、争訟費用）を当該保険契約により補填することとしており、保険料は全額会社が負担しております。なお、当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社の取締役全員であり、役員の職務執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、公序良俗に反する行為については、補償対象外としております。

(4) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針を取締役会の決議により定めており、取締役報酬については当社全体の業績や状況を勘案しつつ職位に職責の重みを考慮して決定された基本報酬（固定報酬）で構成しております。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2025年6月27日であり、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は年5億円以内、監査等委員である取締役の報酬限度額は年30百万円以内として、決議されております。なお、当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は3名、監査等委員である取締役の員数は3名であります。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任事項

2025年6月27日開催の取締役会において、代表取締役社長我妻文男に対して、株主総会で決議された額の範囲内で取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の決定を一任する決議を行っております。委任した理由は、代表取締役社長は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の職責・職位に応じた経営への貢献度等を総合的に評価し、役員報酬決定の公平性・客観性の確保に努めていることから、代表取締役社長が取締役の個人別の報酬等を決定することが適していると判断したためであります。

監査等委員である取締役の報酬については、株主総会で決議された額の範囲内で、監査等委員である取締役の協議によって決定しております。

④ 取締役及び監査役の報酬の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く）	232,500	232,500	-	-	6
（うち社外取締役）	3,000	3,000	-	-	2
取締役（監査等委員）	1,950	1,950	-	-	3
（うち社外取締役）	1,950	1,950	-	-	3
監査役	2,700	2,700	-	-	3
（うち社外監査役）	2,700	2,700	-	-	3
合計	237,150	237,150	-	-	12
（うち社外役員）	7,650	7,650	-	-	8

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、2025年6月27日開催の定時株主総会において、年額5億円以内と決議いただいております。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2025年6月27日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
4. 上記支給額のほか、2025年6月27日開催の第41期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任社外監査役1名に対して4,200千円支給しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役小崎教仁は、株式会社ビガーコーポレーションの代表取締役社長であります。同社と当社との間に重要な取引はありません。

社外取締役渡辺真一は、福星運輸株式会社の代表取締役社長であります。同社と当社との間に重要な取引はありません。

社外取締役三宅伸幸は、株式会社ファインフードシステムズの代表取締役CEOであります。同社と当社との間に重要な取引はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況 期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員)	小 崎 教 仁	社外取締役就任後に開催された取締役会7回中7回、監査等委員会5回中5回に出席しており、独立した客観的立場から、会社の事業方針や経営活動に関する意見を積極的に発言しております。当社同様の労働集約型産業である建設不動産業界において、企業経営者として豊富な経験を有しており、かかる見識と実績を踏まえ、少子高齢化対策や人的資本等の経営課題について、独立した立場と客観的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督及び中立的な立場からの監査を行っております。
取締役 (監査等委員)	渡 辺 真 一	社外取締役就任後に開催された取締役会7回中7回、監査等委員会5回中5回に出席しており、独立した客観的立場から、会社の事業方針や経営活動に関する意見を積極的に発言しております。当社同様の労働集約型産業である運輸・物流業界において、企業経営者として豊富な経験を有しており、かかる見識と実績を踏まえ、少子高齢化対策や人的資本等の経営課題について、独立した立場と客観的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督及び中立的な立場からの監査を行っております。
取締役 (監査等委員)	三 宅 伸 幸	社外取締役就任後に開催された取締役会7回中7回、監査等委員会5回中5回に出席しており、独立した客観的立場から、会社の事業方針や経営活動に関する意見を積極的に発言しております。当社同様の労働集約型産業である食品・飲食業界において、企業経営者として豊富な経験を有しており、かかる見識と実績を踏まえ、少子高齢化対策や人的資本等の経営課題について、独立した立場と客観的な視点から、当社の経営への助言や業務執行に対する適切な監督及び中立的な立場からの監査を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

(注) 当社の会計監査人であった太陽有限責任監査法人は、2025年6月27日開催の第41期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。また、同株主総会で新たにForvis Mazars Japan 有限責任監査法人が当社の会計監査人に選任され就任いたしました。

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	31,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記の他、前任会計監査人である太陽有限責任監査法人に対して、前連結会計年度の監査証明業務に基づく追加報酬並びに業務引継ぎに係る報酬の合計10,613千円を支払っております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員の全員の同意に基づき監査等委員会が会計監査人を解任する方針です。この場合、解任後最初に招集される株主総会において、監査等委員会が選定した監査等委員から、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告する方針です。また、監査等委員会が会計監査人の職務執行状況その他諸般の事情を総合的に勘案・評価し、解任又は不再任とすることが適切であると判断した場合は、当該会計監査人を解任又は不再任とし、新たな会計監査人を選任する議案を株主総会宛に提出する方針です。

6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、業務の適正を確保するための体制作りと管理体制の整備を図るため、「内部統制システムに関する基本方針」を決議いたしております。その内容の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社の役職員がコンプライアンスに適った企業活動を実践するために行動規範の遵守徹底を図る。また、子会社においても同様の体制を推進し、当社グループでのコンプライアンス体制を実現する。
 - ② コンプライアンスを統括する機関として代表取締役社長が直轄する「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンスの推進及び徹底を図る。
 - ③ 内部通報制度に基づき、社員等からの法令違反行為の情報提供を受けるとともに、社内及び社外相談窓口を設けてコンプライアンス体制の強化・充実に努める。
 - ④ 代表取締役社長が直轄する内部監査室は、内部統制システムの運用状況及びそれが有効に機能していることを定期的な社内モニタリングにより確認し、必要な場合には業務改善の指導を行う。
 - ⑤ 財務報告の信頼性確保のために、内部統制システムの整備・改善を行い、その仕組みが適正に機能することを評価し、必要な場合には是正を行うとともに、金融商品取引法及び関係法令等との適合性を確保する。
 - ⑥ 当社は、反社会的勢力による不当要求行為に対し、毅然とした態度で対応し、取引その他一切の関係を持たない体制を整備することに努める。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

企業秘密及び個人情報等を管理するための社内規定を定め、適正な取扱いを行う。職務遂行における情報管理責任者や方法を定め、運用の徹底を図り、情報の作成・処理・保存等を適切に行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社において、効率的な業務運営を行うための社内規定等を定め、主要なリスクの種類に応じた管理を行い、予防的に可能な対策をできる限り施すことを基本とする。また「リスク・コンプライアンス委員会」にお

いて、各種リスク管理の方針に関する審議等を行い、代表取締役社長に報告を行う。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、取締役会の運営に関する規程を定めるとともに、取締役会において重要事項を決定し、業務執行の監督等を行うほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- ② 取締役会は、経営の基本規程を制定し、取締役会における決議事項、代表取締役社長の権限を定める。
- ③ 代表取締役社長は、当社グループとしての目標を設定、達成に向けた経営計画を策定し、その実行を通じて効率的な職務の執行を図る。
- ④ 代表取締役社長は、組織編制、職務分掌、権限基準等の社内規定等を定め、周知のうえ運用の徹底を図り、効率性を確保する。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、子会社ごとに管理責任者を定め、グループとしての目標を周知のうえ、当社の社内規定等を準用し、運用の徹底を図る。管理責任者は、当社代表取締役社長へ業務の執行に関する報告を行う。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人を置く場合、業務執行に係る役職を兼務せず、監査等委員会の専任とし、役職員の中から補助者を配置する。また当該補助者の人事に際しては、監査等委員会の意見を尊重する。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

- ① 監査等委員会は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、必要と判断した重要な会議に出席でき、業務執行に係る重要な文書を閲覧できるとともに、必要と判断した場合、当社及び子会社の取締役及び役職員に該当書類の提示や説明を求めることができる。
- ② 当社及び子会社の取締役及び役職員は、当社グループにおける重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実及び業績に影響を与える重要な事項を発見した場合は、監査等委員会に報告する。監査等委員会への報告を理由として、当該報告者に不利な取り扱いを行うことを禁止する。
- ③ 内部監査室は、監査等委員会に対する報告会を実施し、監査計画、結果及びリスク管理状況等の現状を報告する。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、社内関係部署・会計監査人等との意思疎通を図り、情報の収集や調査を行い、関係部署はこれに協力する。なお、監査等委員会の職務執行に必要な費用は、会社が負担する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社では、取締役会により決議された前記（1）の業務の適正を確保するための体制につき、その適切な運用に努めております。当事業年度におけるかかる体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社グループは、法令を遵守し、社会規範に沿った事業活動を行うことに取り組んでおります。当社のグループ社員行動規範は、重要なテーマやリスクに対する価値観や基本方針を定めており、当社グループの取締役・使用人は、これに従い職務執行しております。また、取締役・使用人の職務執行に係るコンプライアンスの推進体制としてリスク・コンプライアンス委員会を運用するとともに、通常の職務執行の指揮命令系統から独立し、通報者保護にも配慮した内部通報制度を運用しております。

財務報告に係る内部統制については、法令及び会計基準に適合した連結財務諸表を作成するための統制活動の推進にグループ全体で取り組むとともに、非財務情報を含む開示資料の充実と適時公正な情報開示をグループ全体で取り組んでおります。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

職務執行に関する情報については、内容の重要度に応じて、情報セキュリティの確保と効率的な管理、並びに共有化に努めております。重要情報のセキュリティについては、システム上の対策に加えて、関係者への継続的な周知と事故対応体制の整備を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

個別案件のリスク管理については、当社の本社及び全営業所並びにグループ会社において所定の決裁権限に従って管理し、当社グループ全体でのリスク管理については、社外取締役を含むリスク・コンプライアンス委員会により管理しております。なお、有事発生時の危機管理体制及び事業継続体制については、代表取締役社長を責任者として速やかに対応を行う運用をしております。

4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、当社グループの経営方針を示し、具体的な経営目標を定めるとともに、経営計画を策定して効率的に目標の達成にあたっております。監査等委員会設置会社への移行により、重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任することが出来る旨を定款に定めるとともに、取締役会規程を改定し、権限委譲を通じた意思決定の迅速化に取り組んでおります。これに伴い、取締役会では経営方針や経営戦略を中心とした審議の充実化が進み、取締役会の監督機能が強化され、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社それぞれについての管理責任者を定めております。管理責任者は、各社の業績等を定量的に把握し、コンプライアンス等の定性的な課題の把握に努めるとともに、内部統制システムの整備・運用状況の確認を行っており、当社グループの企業価値向上を目指しております。

6. 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項

当社は、「監査等委員会規則」を制定し、監査等委員の監査の実効性を確保するための体制として、監査等委員の職務を補助するための使用人の配属と人選、独立性に関する事項、指示の実効性の確保に関する事項を定めております。

7. 監査等委員会への報告に関する体制

監査等委員会が、必要な監査を行えるよう、取締役会に出席するほか、重大な問題が発生する恐れがある場合は、グループ各社の社内関係部署は速やかに監査等委員会に報告する運用を行っております。なお、監査等委員会への報告を理由として不利に扱うことはなく、その旨グループ各社に周知しております。

8. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

会計監査人と監査等委員会との間で定期的に意見交換の機会を設けています。また、内部監査室をはじめ社内関係部署と監査等委員会との間で往査や報告会を通して緊密に連携しており、グループ全体に対する三様監査の強化に継続的に取り組んでおります。なお、監査の実効性を担保すべく、必要な費用は会社が負担しています。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

剰余金の配当等につきましては、将来の事業展開や財務健全性の維持に必要な内部留保を確保しつつ、安定的かつ継続的に累進性をもって利益配分を行うことを基本方針としております。

連結貸借対照表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流 動 資 産】	4,091,695	【流 動 負 債】	3,329,201
現 金 及 び 預 金	2,216,949	買 掛 金	139,994
受取手形及び売掛金	1,444,081	短 期 借 入 金	1,540,000
貯 蔵 品	6,151	1年内返済予定の長期借入金	234,257
有 価 証 券	199,684	未 払 金	1,009,824
そ の 他	224,828	未 払 法 人 税 等	76,497
【固 定 資 産】	5,107,652	賞 与 引 当 金	57,612
有形固定資産	1,219,916	資 産 除 去 債 務	14,174
建 物 及 び 構 築 物	899,248	そ の 他	256,841
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	117,336	【固 定 負 債】	799,356
土 地	796,466	長 期 借 入 金	552,876
そ の 他	67,447	資 産 除 去 債 務	13,224
減 価 償 却 累 計 額	△660,582	退職給付に係る負債	34,750
無形固定資産	969,380	役員退職慰労引当金	154,200
の れ ん	966,800	そ の 他	44,304
そ の 他	2,579	負 債 合 計	4,128,557
投資その他の資産	2,918,356	(純 資 産 の 部)	
投 資 有 価 証 券	95,624	【株 主 資 本】	5,069,824
長 期 貸 付 金	150,437	資 本 金	100,000
繰 延 税 金 資 産	142,747	資 本 剰 余 金	926,602
そ の 他	2,529,546	利 益 剰 余 金	4,224,330
		自 己 株 式	△181,107
		【その他の包括利益累計額】	966
		そ の 他 有 価 証 券	
		評 価 差 額 金	966
		純 資 産 合 計	5,070,790
資 産 合 計	9,199,348	負債・純資産合計	9,199,348

連結損益計算書

(自2025年4月1日 至2026年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		15,346,144
売 上 原 価		11,770,537
売 上 総 利 益		3,575,607
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,411,766
営 業 利 益		1,163,840
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	3,952	
受 取 配 当 金	778	
保 険 解 約 返 戻 金	51,150	
そ の 他	25,413	81,294
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	12,988	
そ の 他	4,272	17,260
経 常 利 益		1,227,875
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	95	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	5,777	5,872
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,837	
関 係 会 社 清 算 損	3,289	
固 定 資 産 売 却 損	2,000	
抱 合 せ 株 式 消 滅 差 損	23,618	
リ ー ス 解 約 損	5,150	38,896
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,194,851
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	373,685	
法 人 税 等 調 整 額	126,774	500,459
当 期 純 利 益		694,391
親会社株主に帰属する当期純利益		694,391

連結株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年7月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年4月1日残高	100,000	926,602	3,683,778	△181,398	4,528,981
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当	－	－	△130,245	－	△130,245
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	694,391	－	694,391
連結子会社の決算期変更による増減	－	－	△23,594	－	△23,594
自己株式の取得	－	－	－	△88	△88
自己株式の処分	－	－	－	380	380
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	－	－	－	－	－
当連結会計年度中の変動額合計	－	－	540,551	291	540,842
2026年7月31日残高	100,000	926,602	4,224,330	△181,107	5,069,824

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
2025年4月1日残高	3,343	3,343	4,532,325
当連結会計年度中の変動額			
剰余金の配当	－	－	△130,245
親会社株主に帰属する当期純利益	－	－	694,391
連結子会社の決算期変更による増減	－	－	△23,594
自己株式の取得	－	－	△88
自己株式の処分	－	－	380
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額(純額)	△2,377	△2,377	△2,377
当連結会計年度中の変動額合計	△2,377	△2,377	538,464
2026年7月31日残高	966	966	5,070,790

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

当社グループは、M&Aを活用した事業基盤の拡大を推進しており、株式取得後において、グループ全体の経営効率化及びシナジー創出を図る観点から、事業エリアや事業特性が近接するグループ会社間の合併や統合、決算期の統一を推進しております。この結果、グループ体制に重要な変更が生じています。

①連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 9 社

連結子会社の名称 (株)道都警備、KSS大阪(株)、KSS管財(株)、合建警備保障(株)、KSS神奈川(株)、(株)KSS、常総警備保障(株)、(株)アコードセキュリティ、(株)太陽興産

当連結会計年度において、株式取得により常総警備保障(株)、(株)デンツートラフィック、(株)アコードセキュリティ、(株)太陽興産を連結の範囲に含めております。また、(株)セキュリティは(株)KSSへ商号を変更したうえで、従来連結の範囲に含めていた東邦警備保障(株)、(株)バンガード、(株)ネオ・アメニティーサービス、(株)デンツートラフィックの4社、前連結会計年度において非連結子会社であった東邦警備保障(株)（埼玉）を吸収合併し、KSS神奈川(株)は前連結会計年度において非連結子会社であった三治警備保障(株)を吸収合併しております。

②非連結子会社の名称

非連結子会社の名称 中国警備保障(株)

連結の範囲から除いた理由

小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重量な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した非連結子会社及び関連会社数及び名称

該当事項はありません。

②持分法を適用しない関連会社の名称

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

当連結会計年度において(株)道都警備、KSS大阪(株)、KSS管財(株)、合建警備保障(株)、KSS神奈川(株)、(株)KSSは、親会社である当社に準じて決算日を7月31日に変更し、連結決算日と同一となっております。

前連結会計年度に連結子会社であった東邦警備保障(株)、(株)バンガード、(株)ネオ・アメニティーサービス及び、当連結会計年度に株式取得した(株)デンツートラフィックは、(株)KSSを存続会社とした吸収合併により消滅しておりますが、(株)バンガード、(株)ネオ・アメニティーサービスの決算日は12月31日、(株)デンツートラフィックの決算日は従来8月31日であったため、(株)バンガード、(株)ネオ・アメニティーサービスの2025年10月から2025年12月までの3カ月分の損益、(株)デンツートラフィックの2025年12月の1カ月分の損益については利益剰余金で調整する方法を採用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 5～43年

機械装置及び運搬具 1～17年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当期に見合う分を計上しております。

ハ. 役員退職慰労引当金

一部の連結子会社において役員の退職慰労金の支給に備えるため、退職慰労金内規に基づく要支給額を計上しております。

④ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却期間については5年の定額法により償却しています。

⑤ 収益及び費用の計上基準

当社グループにおける主な収益は、顧客との警備請負契約から生じる収益であり、当該契約における一定の期間にわたる履行義務の充足につれて収益を認識することとしております。なお、警備請負契約は、契約料金が固定的な契約のほか、顧客と合意した時間単価等に基づく従量制の契約や日々の需要に合わせて受注する臨時契約がありますが、いずれも提供した警備サービスの実績時間に応じて顧客へ請求する権利が確定するため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項の定めを適用し、当該対価の額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

不動産賃貸に係る収益及び費用の計上方法の変更

当社は従来、不動産の賃貸を主たる事業である警備事業以外の投資活動と位置づけておりましたが、グループ経営推進の一環として、グループ各社の保有資産を一元管理し、有効活用を行うための管理機能を担う部署（子会社）を立ち上げ警備事業と同様に経営管理を行うことといたしました。

これに伴い、不動産の賃貸に係る損益について、従来、「受取地代家賃」を営業外収益、「賃貸収入原価」を営業外費用とする方法によっておりましたが、当連結会計年度より「受取地代家賃」を売上高、「賃貸収入原価」を売上原価に計上する方法に変更しております。

また、連結貸借対照表上、従来、投資その他の資産に含めて計上しておりました「投資不動産」は、当連結会計年度より「有形固定資産」に含めて表示しております。

当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、会計方針の変更による利益剰余金への累積的影響額はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

のれんの評価

① 連結計算書類に計上した金額 のれん 966,800千円

② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

企業結合により取得したのれんは、被取得企業に期待される超過収益力であるため、取得時に策定した事業計画と実績を比較し、著しい下方乖離がないかどうかにより減損の兆候判定を行っております。

事業計画は過去業績を基礎としたうえで将来の警備員の人数及び一人当たり売上単価の見通しを考慮して策定しておりますが、将来の市場環境や労働環境の変化等により期待した成果が得られない場合には、減損損失を計上することとなり、将来の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 追加情報

当連結会計年度より、より効率的な業務執行を図るとともに、より適時・適正な経営情報の開示を図るため、連結決算日を3月31日から7月31日に変更しており、決算期変更の経過期間となる当連結会計年度は、2025年4月1日から2026年7月31日までの16カ月決算となっております。

5. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

期間区分※	連結売上高合計
常駐契約	13,266,846
臨時契約	2,023,794
顧客との契約から生じる収益	15,290,641
その他の収益	55,503
外部顧客への売上高	15,346,144

※期間区分は、契約期間が1年以上の契約を常駐契約、1年未満の契約を臨時契約として分類しております。但し、常駐契約に付随した臨時契約を常駐契約に含むなど、実態に即した分類としております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑤ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。なお、当社グループの取引に関する支払条件は、通常短期のうちに支払期日が到来し、契約に重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は以下のとおりです。契約負債は警備請負契約について顧客から受け取った前受金であり、収益の認識に伴い取り崩しております。

(単位：千円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	1,159,589
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,444,081
契約負債(期首残高)	73
契約負債(期末残高)	48,908

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初予想される契約期間が1年以内の契約が多いこと、提供した警備サービスの実績時間に応じて収益を認識していることから、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格の注記を省略しております。

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び数

普通株式 1,506,500株

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2025年6月27日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	130,245千円	90円	2025年3月31日	2025年6月30日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当金	基準日	効力発生日
2026年10月22日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	173,681千円	120円	2026年7月31日	2026年10月23日

(3) 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 16,800株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業を行うための設備投資計画や経営戦略的な投資計画に照らして、必要な資金は主に自己資金で賄っておりますが、一部金融機関より調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

有価証券は国債、投資有価証券は業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、主に関係会社に対して実行しており、関係会社の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び未払金は、半年以内の支払期日となっております。

借入金は、主に経営戦略に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後7年であります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ.信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに適切な与信管理を実施することにより月単位で回収期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等により回収不能となるリスクの早期把握や軽減を図っております。

また長期貸付金については、定期的に関係会社の財務状況の把握を行っております。

ロ.市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価を把握しており、その資金運用管理状況を定期的に関係責任者へ報告しております。

ハ.資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社グループは、担当部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

二.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年7月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
有価証券	199,684	199,684	－
投資有価証券	59,724	59,724	－
長期貸付金	150,437	149,707	△729
資産計	409,846	409,116	△729
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	787,133	760,046	△27,086
負債計	787,133	760,046	△27,086

(注) 1 現金及び預金、受取手形及び売掛金、買掛金、未払金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

2 市場価格のない株式等は、投資有価証券には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

区分	当連結会計年度 (2026年7月31日)
非上場株式	2,500
非上場関係会社株式	33,400

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数用いている場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

当連結会計年度（2026年7月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
株式	59,724	—	—	59,724
有価証券				
国債	199,684	—	—	199,684
資産計	259,408	—	—	259,408

② 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当連結会計年度（2026年7月31日）

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	149,707	—	149,707
資産計	—	149,707	—	149,707
長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金を含む)	—	760,046	—	760,046
負債計	—	760,046	—	760,046

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。国債がこれに含まれます。

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の評価に分類しております。

長期貸付金、長期借入金

長期貸付金、長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債権債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社は東京都その他の地域において、賃貸用の物件を有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
497,206	624,000

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、主として社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価に基づく金額であります。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 3,503円51銭

1株当たり当期純利益金額 479円81銭

10. 重要な後発事象に関する注記

譲渡制限付株式報酬制度の導入

当社は、2026年9月11日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入することを決議し、本制度に関する議案を2026年10月22日開催予定の当社第42期定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としたものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において、かかる報酬等を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

(1) 対象取締役に対して支給される報酬

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。なお、本制度に基づき対象取締役に対して支給される当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は、年額250百万円以内いたします。

(2) 対象取締役に対して発行又は処分される譲渡制限付株式の種類及び総数

本制度に基づき対象取締役に対して発行又は処分される株式の種類は、当社の普通株式とし、発行又は処分される普通株式の総数は年75,000株以内といたします。ただし、本制度に関する議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

(3) 譲渡制限付株式の払込金額

本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、①金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本制度に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合には、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。この場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

（４）譲渡制限付株式割当契約の締結

本制度に基づき、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合の当該金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結することを条件とします。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、本制度に基づき割り当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、割り当てを受けた日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの間を譲渡制限期間とし、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分をしてはならないものといたします。

② 譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間、継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、対象取締役が譲渡制限期間中に、正当な理由により退任若しくは退職した場合又は死亡により退任若しくは退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

③ 無償取得事由

対象取締役が譲渡制限期間中に、正当な理由によらず退任若しくは退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、上記②で定める譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき定めるものといたします。

④ 組織再編等における取扱い

上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

⑤ その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

貸 借 対 照 表

(2026年7月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【流 動 資 産】	1,273,511	【流 動 負 債】	2,459,483
現 金 及 び 預 金	514,761	買 掛 金	41,533
売 掛 金	672,250	短 期 借 入 金	1,500,000
前 払 費 用	35,489	1年内返済予定の長期借入金	220,008
そ の 他	51,009	未 払 金	527,805
【固 定 資 産】	7,103,376	未 払 費 用	63,647
有 形 固 定 資 産	723,283	未 払 法 人 税 等	32,557
建 物	342,041	預 り 金	30,470
機 械 及 び 装 置	7,545	前 受 収 益	1,975
車 両 運 搬 具	15,030	賞 与 引 当 金	27,840
工具、器具及び備品	31,889	資 産 除 去 債 務	12,824
土 地	487,326	そ の 他	822
減 価 償 却 累 計 額	△160,549	【固 定 負 債】	1,180,871
無 形 固 定 資 産	469	長 期 借 入 金	1,153,970
商 標 権	469	資 産 除 去 債 務	13,224
投資その他の資産	6,379,623	そ の 他	13,677
投 資 有 価 証 券	21,967	負 債 合 計	3,640,355
関 係 会 社 株 式	3,959,356	(純 資 産 の 部)	
長 期 貸 付 金	801,921	【株 主 資 本】	4,735,566
繰 延 税 金 資 産	23,274	資 本 金	100,000
そ の 他	1,791,912	資 本 剰 余 金	926,602
貸 倒 引 当 金	△218,808	資 本 準 備 金	468,707
		そ の 他 資 本 剰 余 金	457,895
		利 益 剰 余 金	3,890,072
		利 益 準 備 金	12,500
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,877,572
		別 途 積 立 金	1,540,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,337,572
		自 己 株 式	△181,107
		【評 価 ・ 換 算 差 額 等】	966
		そ の 他 有 価 証 券	
		評 価 差 額 金	966
		純 資 産 合 計	4,736,532
資 産 合 計	8,376,888	負 債 ・ 純 資 産 合 計	8,376,888

損 益 計 算 書

(自2025年4月1日 至2026年7月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		8,342,014
売 上 原 価		6,413,515
売 上 総 利 益		1,928,499
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,406,859
営 業 利 益		521,640
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	11,858	
受 取 配 当 金	695	
保 険 解 約 返 戻 金	15,427	
そ の 他	1,255	29,236
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	17,025	
そ の 他	598	17,623
経 常 利 益		533,253
特 別 利 益		
関 係 会 社 貸 倒 引 当 金 戻 入 益	178,606	
有 価 証 券 売 却 益	5,248	183,854
特 別 損 失		
関 係 会 社 清 算 損	3,289	3,289
税 引 前 当 期 純 利 益		713,818
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	183,062	
法 人 税 等 調 整 額	21,662	204,725
当 期 純 利 益		509,093

株主資本等変動計算書

(自2025年4月1日 至2026年7月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金			利益剰余金
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金
2025年4月1日残高	100,000	468,707	457,895	926,602	12,500
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	—
当期純利益	—	—	—	—	—
自己株式の取得	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	—
2026年7月31日残高	100,000	468,707	457,895	926,602	12,500

(単位：千円)

	株主資本				
	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金 別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金 合計		
2025年4月1日残高	1,540,000	1,958,724	3,511,224	△181,398	4,356,427
事業年度中の変動額					
剰余金の配当	—	△130,245	△130,245	—	△130,245
当期純利益	—	509,093	509,093	—	509,093
自己株式の取得	—	—	—	△88	△88
自己株式の処分	—	—	—	380	380
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	378,847	378,847	291	379,138
2026年7月31日残高	1,540,000	2,337,572	3,890,072	△181,107	4,735,566

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
2025年4月1日残高	3,703	3,703	4,360,131
事業年度中の変動額			
剰余金の配当	—	—	△130,245
当期純利益	—	—	509,093
自己株式の取得	—	—	△88
自己株式の処分	—	—	380
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△2,737	△2,737	△2,737
事業年度中の変動額合計	△2,737	△2,737	376,401
2026年7月31日残高	966	966	4,736,532

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

① 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券の評価基準及び評価方法

1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

② 固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～43年
機械及び装置	6年～9年
車両運搬具	1年～5年
工具、器具及び備品	3年～17年

ロ. 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

ハ. リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権について貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社における主な収益は、顧客との警備請負契約から生じる収益であり、当該契約における一定の期間にわたる履行義務の充足につれて収益を認識することとしております。なお、警備請負契約は、契約料金が固定的な契約のほか、顧客と合意した時間単価等に基づく従量制の契約や日々の需要に合わせて受注する臨時契約がありますが、いずれも提供した警備サービスの実績時間に応じて顧客へ請求する権利が確定するため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第19項の定めを適用し、当該対価の額で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

不動産賃貸に係る収益及び費用の計上方法の変更

当社は従来、不動産の賃貸を主たる事業である警備事業以外の投資活動と位置づけておりましたが、グループ経営推進の一環として、グループ各社の保有資産を一元管理し、有効活用を行うための管理機能を担う部署（子会社）を立ち上げ警備事業と同様に経営管理を行うことといたしました。

これに伴い、不動産の賃貸に係る損益について、従来、「受取地代家賃」を営業外収益、「賃貸収入原価」を営業外費用とする方法によっておりましたが、当事業年度より「受取地代家賃」を売上高、「賃貸収入原価」を売上原価に計上する方法に変更しております。

また、貸借対照表上、従来、投資その他の資産に含めて計上しておりました「投資不動産」は、当事業年度より「有形固定資産」に含めて表示しております。

当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、会計方針の変更による利益剰余金への累積的影響額はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式の評価

- ① 計算書類に計上した金額 関係会社株式 3,959,356 千円
- ② その他見積りの内容に関する理解に資する情報

関係会社株式の取得時には、期待される超過収益力を反映して、1株当たりの純資産額を基礎とした金額に比べて相当高い価額で取得する場合があります。当社では、超過収益力が維持されているかどうかについて、株式取得時に策定した事業計画と実績を比較し、著しい下方乖離がないかどうかにより判断しています。

事業計画は過去業績を基礎としたうえで将来の警備員の人数及び一人当たり売上単価の見通しを考慮して策定しておりますが、将来の市場環境や労働環境の変化等により期待した成果が得られない場合には、関係会社株式評価損を計上することとなり、将来の計算書類に影響を与える可能性があります。

4. 貸借対照表に関する注記

関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は次のとおりです。

関係会社に対する短期金銭債権	21,251 千円
関係会社に対する長期金銭債権	801,082 千円
関係会社に対する短期金銭債務	43,487 千円
関係会社に対する長期金銭債務	659,000 千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引（収入分）	9,990 千円
営業費用（支出分）	205,730 千円
営業取引以外の取引（収入分）	10,879 千円
営業取引以外の取引（支出分）	4,817 千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式数の数

普通株式 59,156株

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	2,791千円
賞与引当金	9,863千円
長期末払金	3,673千円
貸倒引当金	77,523千円
関係会社株式評価損	22,143千円
資産除去債務	9,228千円
減価償却超過額	4,671千円
その他	16,224千円
繰延税金資産小計	146,122千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△119,735千円
繰延税金資産合計	26,386千円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	530千円
資産除去債務に対応する除去費用	2,483千円
その他	99千円
繰延税金負債合計	3,112千円
繰延税金資産純額	23,274千円

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

重要性が乏しいため記載を省略しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

重要な関連当事者との取引は以下のとおりです。

会社等の 名称	関連当事者 との関係	議決権の所 有(被所有) 割合	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
(株)道都警備	子会社	所有 直接100%	資金の借入	100,000	長期借入金	100,000
KSS大阪(株)	子会社	所有 直接100%	資金の借入	150,000	長期借入金	150,000
合建警備保障(株)	子会社	所有 直接100%	資金の借入	159,000	長期借入金	159,000
常総警備保障(株)	子会社	所有 直接100%	資金の借入	388,000	長期借入金	250,000
(株)KSS	子会社	所有 直接100%	資金の借入	194,000	長期借入金	—
KSS神奈川(株)	子会社	所有 直接100%	資金の貸付	118,000	長期貸付金	374,731
KSS管財(株)	子会社	所有 直接100%	資金の貸付	100,000	長期貸付金	90,935
(株)KSS	子会社	所有 直接100%	資金の貸付	571,317	長期貸付金	185,817
中国警備保障(株)	子会社	所有 直接100%	資金の貸付	100,000	長期貸付金	149,598

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

資金の借入及び貸付の利率については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

10. 収益認識に関する注記

連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 3,272円57銭

1株当たり当期純利益金額 351円77銭

12. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表と同一であるため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年9月16日

共栄セキュリティーサービス株式会社
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

大矢 昇太

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

井上 融一

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、共栄セキュリティーサービス株式会社の2025年4月1日から2026年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、共栄セキュリティーサービス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年9月16日

共栄セキュリティーサービス株式会社
取締役会 御中

Forvis Mazars Japan 有限責任監査法人

東京都港区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	大矢 昇太
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	井上 融一

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、共栄セキュリティーサービス株式会社の2025年4月1日から2026年7月31日までの第42期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年7月31日までの第42期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携のうえ、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人Forvis Mazars Japan有限責任監査法人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、同会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、同会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年11月16日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）、並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人Forvis Mazars Japan有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年9月17日

共栄セキュリティーサービス株式会社 監査等委員会

監査等委員	小崎 教仁
監査等委員	渡辺 真一
監査等委員	三宅 伸幸

(注)監査等委員 小崎教仁、渡辺真一及び三宅伸幸は、社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題として位置づけており、業績、配当性向、内部留保の充実と財務体質の強化等を総合的に勘案して、安定的かつ継続的に利益配分を行うことを基本方針としております。

このような基本方針に基づき、当期業績の傾向及び今後の事業環境を考慮し、以下のとおり期末配当及び剰余金の処分をさせていただきたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき120円
総額173,681,280円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年10月23日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ）全員3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	再任 まつばやし あつき 松林 篤樹 (1969年10月14日生)	1993年4月 大倉商事(株) 入社 2004年12月 あずさ監査法人（現 有限責任あずさ監査法人） 入所 2014年7月 (株)エルテス 取締役 2023年5月 ベガサス・テック・ホールディングス(株) C F O 2024年2月 当社 入社 2024年6月 当社 取締役 2025年6月 当社 常務取締役（現任）	一株
【取締役候補者とした理由】 取締役就任後、上場企業の経営経験、警備業界への参入実績及び公認会計士としての専門性を活かして、当社グループの企業価値向上に貢献していることから、グループ経営の監督、事業の拡大を通じた企業価値向上のために適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			
2	再任 あづま かずふみ 我妻 和文 (1962年4月29日生)	1993年4月 当社 入社 1998年7月 当社 取締役 2012年6月 当社 代表取締役社長 2016年1月 当社 取締役社長 2017年6月 当社 取締役 2025年6月 当社 専務取締役（現任）	7,500株
【取締役候補者とした理由】 入社以来、警備事業を統括し、業務品質向上と取引規模拡大に取り組み、重要施設等の警備実績により、当社グループの企業価値向上に貢献していることから、グループ経営の監督、事業の拡大を通じた企業価値向上のために適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			
3	新任 あづま きょうこ 我妻 今日子 (1986年6月27日生)	2009年4月 スターツピタットハウス(株) 入社 2011年4月 当社 入社 2017年9月 当社 総務課長 2025年5月 当社 管理部長（現任）	一株
【取締役候補者とした理由】 入社以来、人事、労務、法務として社内の管理体制構築に携わってきた経験を活かし、当社グループの企業価値向上に貢献していることから、グループ経営の監督、事業の拡大を通じた企業価値向上のために適任であると判断し、取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 我妻和文氏と我妻今日子氏は三親等以内の親族であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 当社は、当社取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・訴訟費用を補填いたします。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員3名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	再任 社外取締役 こざきのりひと 小崎教仁 (1963年1月4日生)	1985年4月 富士食品(株) 入社 1987年2月 大川サッシ産業(株) 入社 2000年4月 エム・ケイ工建(株) 取締役 2003年11月 (株)ビガー・コーポレーション 設立 代表取締役社長(現任) 2025年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ビガーコーポレーション 代表取締役社長	1,000株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 当社同様の労働集約型産業である建設不動産業界において、企業経営者として豊富な経験を有しており、かかる見識と実績を踏まえ、少子高齢化対策や人的資本等の経営課題について、独立した立場と客観的な視点から、当社取締役会への貢献が期待されるため、社外取締役候補者といたしました。			
2	再任 社外取締役 わたなべしんいち 渡辺真一 (1962年12月28日生)	1985年4月 福星運輸(株) 入社 2000年7月 同社 取締役 2011年6月 同社 代表取締役(現任) 2025年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 福星運輸株式会社 代表取締役	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 当社同様の労働集約型産業である運輸・物流業界において、企業経営者として豊富な経験を有しており、かかる見識と実績を踏まえ、少子高齢化対策や人的資本等の経営課題について、独立した立場と客観的な視点から、当社取締役会への貢献が期待されるため、社外取締役候補者といたしました。			
3	再任 社外取締役 みやけのぶゆき 三宅伸幸 (1969年10月16日生)	1993年4月 味の素(株) 入社 2009年9月 (株)ファインフードシステムズ 入社 2017年2月 同社 取締役 2020年8月 同社 代表取締役CEO(現任) 2025年6月 当社 取締役(監査等委員)(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ファインフードシステムズ 代表取締役CEO	一株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 当社同様の労働集約型産業である食品・飲食業界において、企業経営者として豊富な経験を有しており、かかる見識と実績を踏まえ、少子高齢化対策や人的資本等の経営課題について、独立した立場と客観的な視点から、当社取締役会への貢献が期待されるため、社外取締役候補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小崎教仁氏、渡辺真一氏及び三宅伸幸氏は社外取締役候補者であります。
3. 小崎教仁氏、渡辺真一氏及び三宅伸幸氏は、現在、当社の監査等委員である取締役であります³、それぞれの監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
4. 当社は現在、小崎教仁氏、渡辺真一氏及び三宅伸幸氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。本議案が承認された場合には当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、当社取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間において当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金・訴訟費用を補填いたします。なお、各候補者が取締役就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期途中に当該保険契約を更新する予定であります。
6. 当社は、小崎教仁氏、渡辺真一氏及び三宅伸幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届出ております。各氏の取締役選任につきご承認いただいた場合、引き続き独立役員となる予定です。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬等の額は、2025年6月27日開催の第41期定時株主総会において、年額500百万円以内とご承認いただいております。

今般、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）（以下、「対象取締役」といいます。）に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入するものとし、上記の報酬枠とは別枠として、新たに譲渡制限付株式の割り当てのための報酬枠を設けることにつき、ご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権とし、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けることとなります。

本議案に基づき対象取締役に対して支給される当社の普通株式又は金銭報酬債権の総額は、年額250百万円以内とし、当該報酬額には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まないものといたします。

なお、本議案に基づく株式報酬制度は、対象取締役に対して当社の企業価値向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的としており、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されておりますので、本議案に基づく報酬の支給は相当であると考えております。

また、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、①金銭報酬債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引き換えにする金銭の払い込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する上記報酬額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき対象取締役に対して支給される報酬として、②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合には、本議案に基づき支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当該普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。この場合における当社の普通株式1株当たりの払込金額は、当該普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

本議案に基づき対象取締役に対して発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年75,000株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整できるものといたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除きます。）は3名であります。第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は同じく3名となります。

本議案に基づき、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭報酬債権を支給する場合の当該金銭報酬債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）を締結することを条件とします。

【譲渡制限付株式の具体的な内容】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について、割り当てを受けた日から当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任若しくは退職する日までの間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）、第三者への譲渡、担保権の設定、生前贈与その他一切の処分をしてはならないものといたします。

(2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間、継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、本譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除いたします。但し、対象取締役が本譲渡制限期間中に、正当な理由により退任若しくは退職した場合又は死亡により退任若しくは退職した場合、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。

(3) 無償取得事由

対象取締役が本譲渡制限期間中に、正当な理由によらず退任若しくは退職した場合には、当社は本割当株式を当然に無償で取得いたします。また、上記(2)で定める譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、本割当契約に定めるものといたします。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものといたします。その場合、譲渡制限解除時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式がある場合には、当社はこれを当然に無償で取得いたします。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものといたします。

第5号議案 退任取締役に対する創業者功労金贈呈の件

本総会の終結の時をもって取締役を退任される我妻文男氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の所定の基準に基づき相当額の範囲内で、創業者功労金を贈呈致したく、その具体的金額、贈呈の時期及び方法等につきましては、取締役会に御一任願いたいと存じます。

なお、創業者功労金の贈呈を相当とする理由は、創業以来、長年にわたり当社の経営を牽引してきた同氏の功績や当社グループの発展に多大な貢献をされたためです。

退任取締役の略歴は以下のとおりであります。

氏 名	略歴
あづまふみお 我妻文男	1985年5月 当社 設立 代表取締役
	2012年6月 当社 代表取締役 会長
	2017年6月 当社 代表取締役 社長（現任）

以上

第42期定時株主総会会場ご案内図

会 場：東京都千代田区九段南一丁目6番5号
九段会館テラス 4階 会議室 桐の間



交通の
ご案内

「九段下」駅

東京メトロ 半蔵門線・
東西線
都営地下鉄 新宿線

4番 出口から徒歩1分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。